

神戸市療育ネットワーク会議「第2回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)令和2年7月 28 日(火)15:00～

(場所)三宮研修センター 805 会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 神戸市の発達相談の現状

(2) 意見交換

検討テーマ「相談窓口の整理・役割分担の明確化」

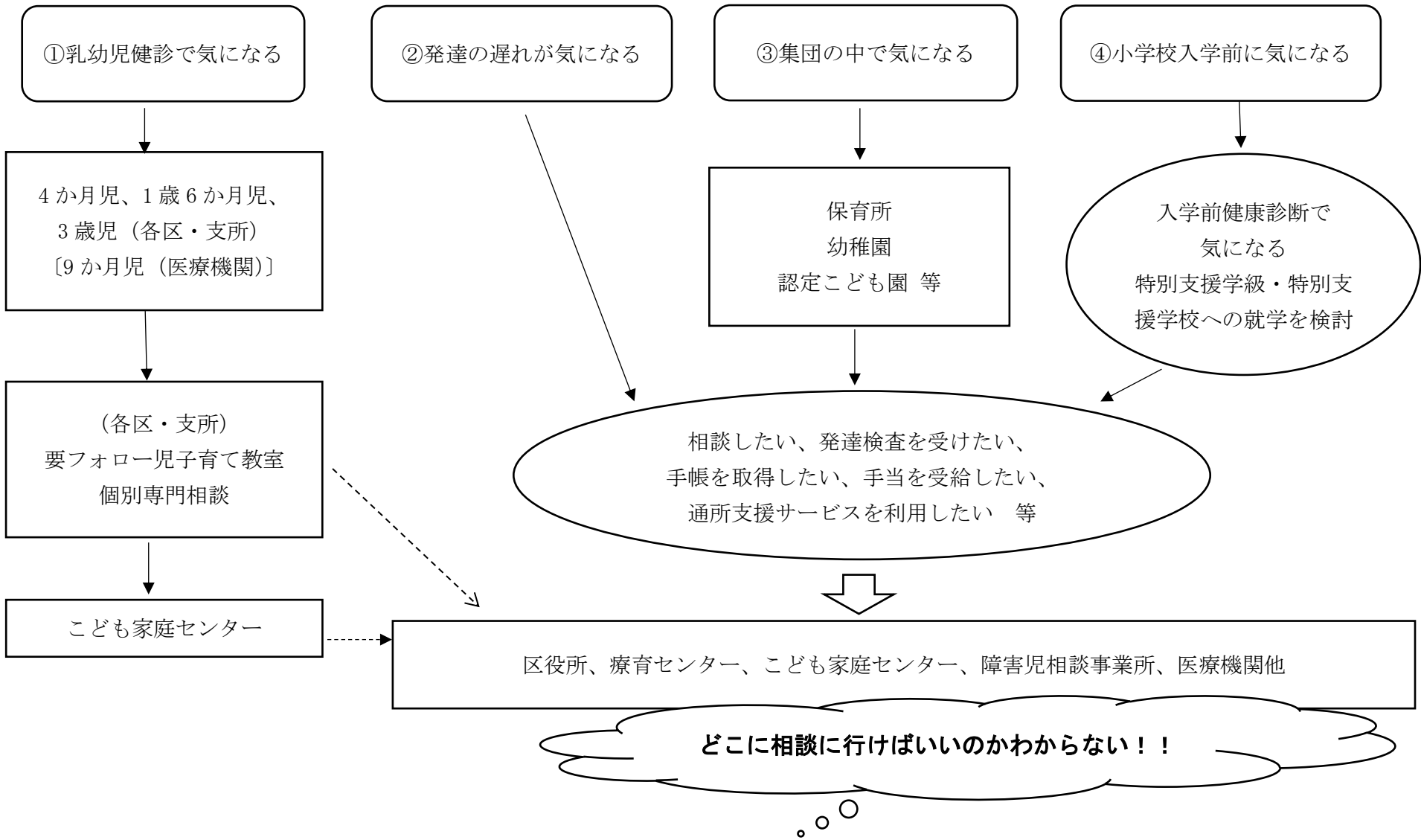
3. 閉 会

資 料

- 資料1 発達相談のきっかけ／発達相談窓口(就学前)
- 資料2-1 乳幼児健診から支援の流れ(1歳6か月)
- 資料2-2 乳幼児健診から支援の流れ(3歳児健診)
- 資料3 療育手帳の発行までの流れ
- 資料4-1 障害児通所支援の申請から利用までの流れ
- 資料4-2 障害福祉サービスの申請から利用までの流れ
- 資料5 神戸市療育センター診療所の流れ
- 資料6 神戸市療育センター令和元年度事業概要(冊子)
- 資料7 神戸市こども家庭センター平成30年度事業報告『笑顔を求めて』／第4障 障害相談の業務
- 資料8 神戸市こども家庭センターにおける発達相談の流れ
- 資料9 障害児及び発達の気になる子どもの支援にかかる機関(療育センター・児童相談所)の状況(6指定都市)
- 資料10 障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック(冊子)
- 資料11 第1回就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(令和2年2月13日)の議事要旨

〔参考〕 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(概要)

発達相談のきっかけ



発達相談窓口（就学前）

①区役所・支所

- 健康福祉課あんしんすこやか係：身体・知的・精神障害・難病の総合窓口、手帳の申請、障害福祉サービス利用の相談、手当
自立支援医療、特定医療費（指定難病）、在宅重症心身障害児訪問看護支援事業、介護手当等
- こども家庭支援課こども福祉係：子どものための教育・保育給付（保育所・認定こども園）
こども保健係：乳幼児健診、子どもの成長、発達や育児、予防接種等子どもと保護者の心と身体の健康相談
小児慢性特定疾病医療費助成、未熟児養育医療給付、児童の保護・育成（児童虐待防止）
- 保険年金医療課：医療費助成（こども、重度障害者、ひとり親家庭等）

②療育センター（東部・総合・西部）

- 診療所：障害児の診察、訓練
- 児童発達支援センター：通園による療育、親子教室
- 相談支援事業所：子どもの障害に関する相談対応、障害児支援利用計画の作成

③こども家庭センター

- 児童の福祉の向上を図るための専門の相談機関
- 心身に障害のある児童の専門的な療育相談や施設入所等に関する相談

④障害児相談支援事業所

- 子どもの障害に関する相談対応、障害児支援利用計画の作成

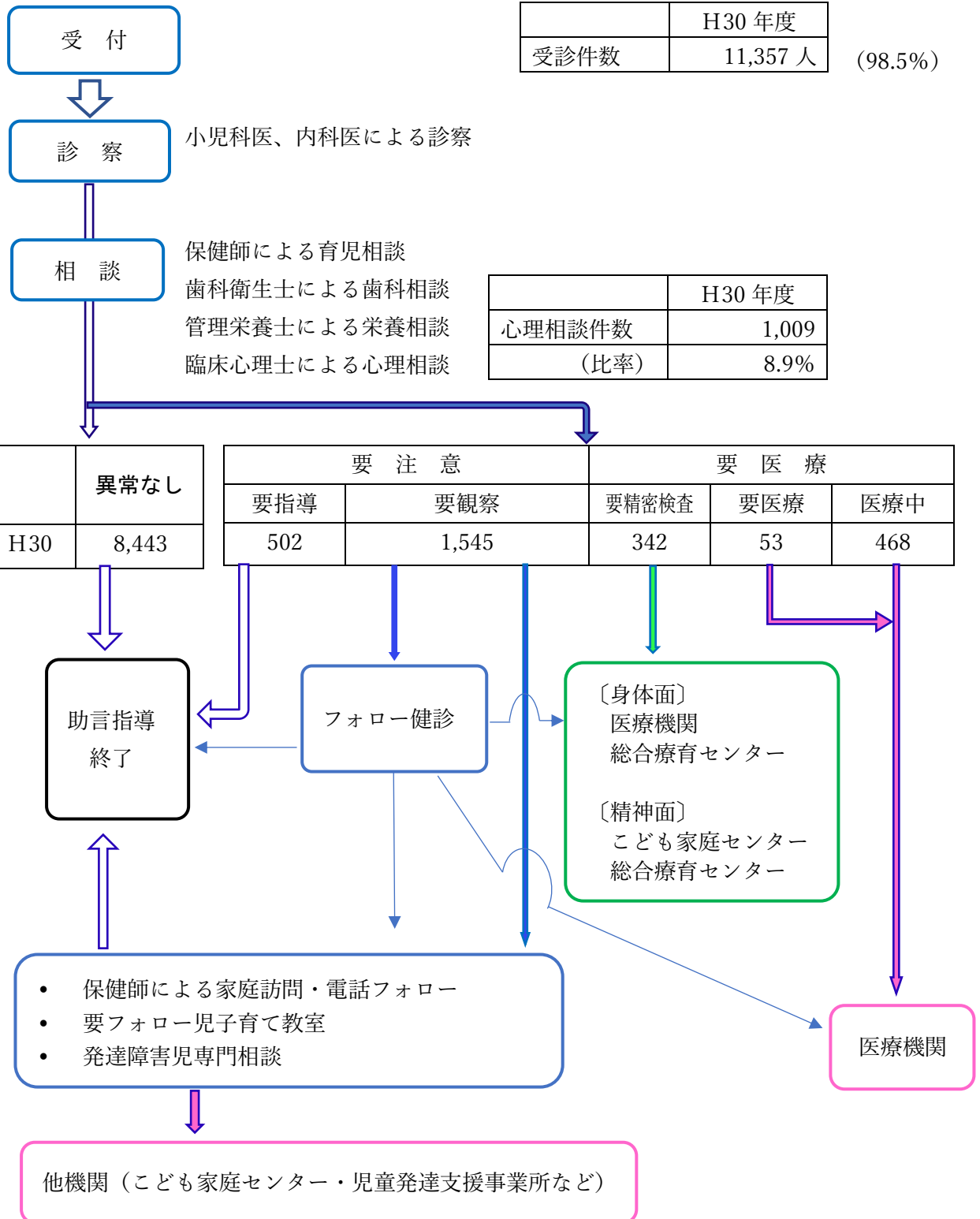
⑤その他：私立幼稚園連盟「子育て相談室」等

乳幼児健診（1歳6か月）から支援の流れ

各区・支所こども家庭支援課

	H30 年度
健診対象人数（1.6 健診）	11,528 人

	H30 年度	
受診件数	11,357 人	(98.5%)

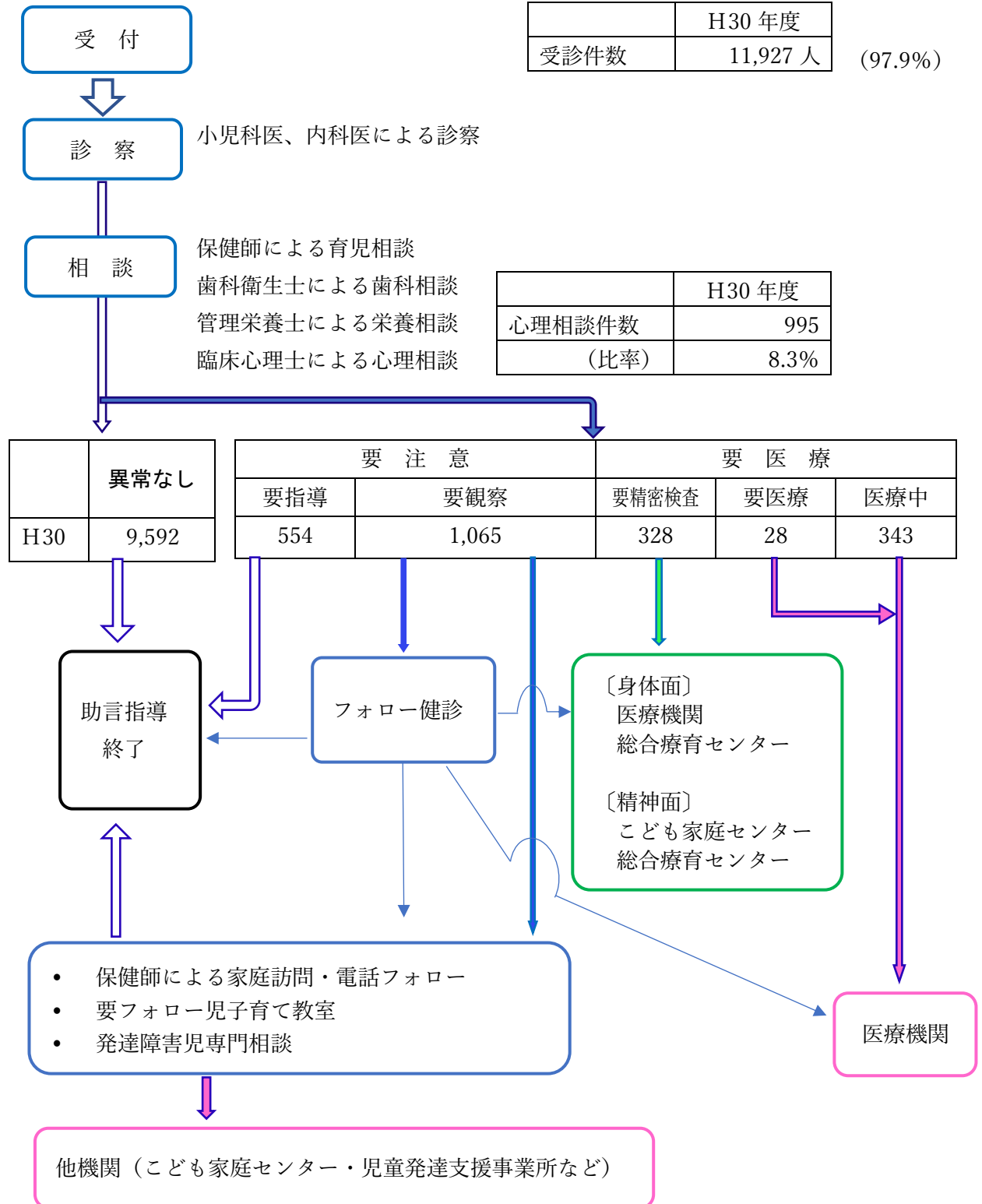


乳幼児健診（3歳児）から支援の流れ

各区・支所こども家庭支援課

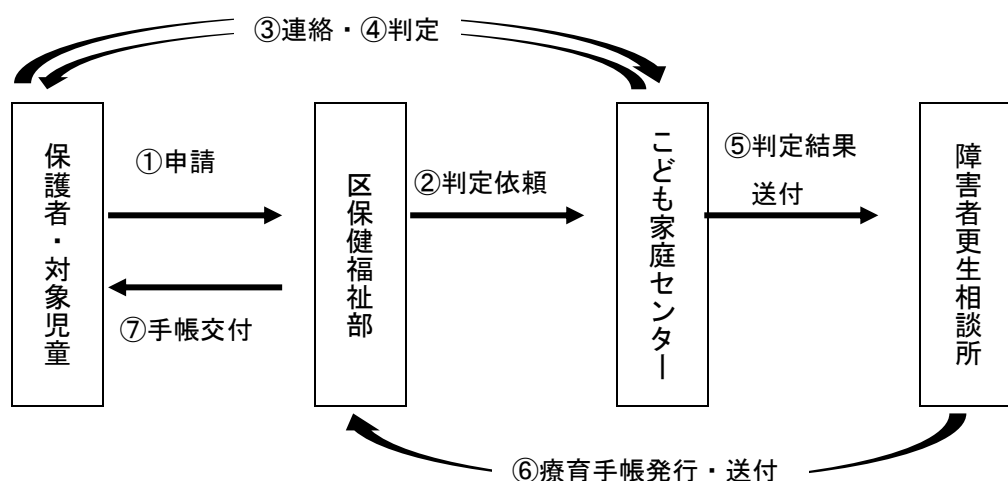
	H30 年度
健診対象人数（3歳児健診）	12,179 人

	H30 年度	
受診件数	11,927 人	(97.9%)



【療育手帳の発行までの流れ（神戸市：18歳未満の場合）】

- ①保護者より各区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）に申請する。
- ↓
- ②各区役所よりこども家庭センターへ判定を依頼する。
- ↓
- ③こども家庭センターが申請者（保護者）へ連絡し、判定のための日程調整を行う。
- ↓
- ④こども家庭センターが対象児童の知能検査・発達検査、生活状況の聞き取り等を実施し、知的能力と社会生活能力等からの総合判断により障害程度を判定する。
- ↓
- ⑤こども家庭センターより障害者更生相談所へ判定結果（療育手帳交付判定書）を送付する。
- ↓
- ⑥障害者更生相談所は、判定結果に基づき療育手帳を発行し、申請を受け付けた区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）へ送付する。
- ↓
- ⑦区役所より保護者・対象児童へ療育手帳を交付する。



神戸市知的障害者療育手帳交付件数表（令和2年3月31日現在）より抜粋

区分		東灘区	灘区	中央区	兵庫区	長田区	須磨区	北須磨	北区	垂水区	西区	合計
障害程度A	区 計	512	346	321	338	401	228	312	757	757	816	4,788
	18歳未満	101	72	71	49	67	43	37	97	161	177	875
	18歳未満の 行政区別割合	11.5%	8.2%	8.1%	5.6%	7.7%	4.9%	4.2%	11.1%	18.4%	20.2%	
障害程度B1	区 計	420	271	253	344	386	168	235	482	548	571	3,678
	18歳未満	122	66	51	52	46	32	47	95	137	154	802
	18歳未満の 行政区別割合	15.2%	8.2%	6.4%	6.5%	5.7%	4.0%	5.9%	11.8%	17.1%	19.2%	
障害程度B2	区 計	886	551	538	706	761	362	480	1,103	1,290	1,362	8,039
	18歳未満	472	278	249	323	306	190	225	535	616	698	3,892
	18歳未満の 行政区別割合	12.1%	7.1%	6.4%	8.3%	7.9%	4.9%	5.8%	13.7%	15.8%	17.9%	
合計	区 計	1,818	1,168	1,112	1,388	1,548	758	1,027	2,342	2,595	2,749	16,505
	18歳未満	695	416	371	424	419	265	309	727	914	1,029	5,569
	18歳未満の 行政区別割合	12.5%	7.5%	6.7%	7.6%	7.5%	4.8%	5.5%	13.1%	16.4%	18.5%	

※18歳未満の行政区別割合は、小数点第2位を四捨五入した数値である。

【障害児通所支援の申請から利用までの流れ】（神戸市：18歳未満）

（児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する場合）

- ① 希望するサービスの事業所へ見学・相談をする。
↓
- ② 区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）、こども家庭センター（※1）でサービスの利用申請をする。
↓
- ③ 「障害児支援利用計画案（※2）」の作成依頼し、（障害児相談支援事業所を利用しない場合は「セルフプラン」を作成し）、区役所又はこども家庭センターに提出する。
↓
- ④ 区役所（又はこども家庭センター）が支給決定し、区役所（又はこども家庭センター）から受給者証が送付される。
↓
- ⑤ 障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、区役所（又はこども家庭センター）に提出する。（※セルフプランを作成している場合は不要）
↓
- ⑥ 受給者証をサービス事業者に提示し、「契約」を結ぶ。
↓
- ⑦ 契約に基づいてサービスを利用する。利用後は、「利用者負担額」と「食費等の実費」を事業所に支払う。

※1 こども家庭センターの利用申請は、公立児童発達支援センター及び保育所等訪問支援のみ。

※2 障害児支援利用計画案は、障害児相談支援事業所に作成を依頼できる。

【障害福祉サービスの申請から利用までの流れ】（神戸市：18歳未満）

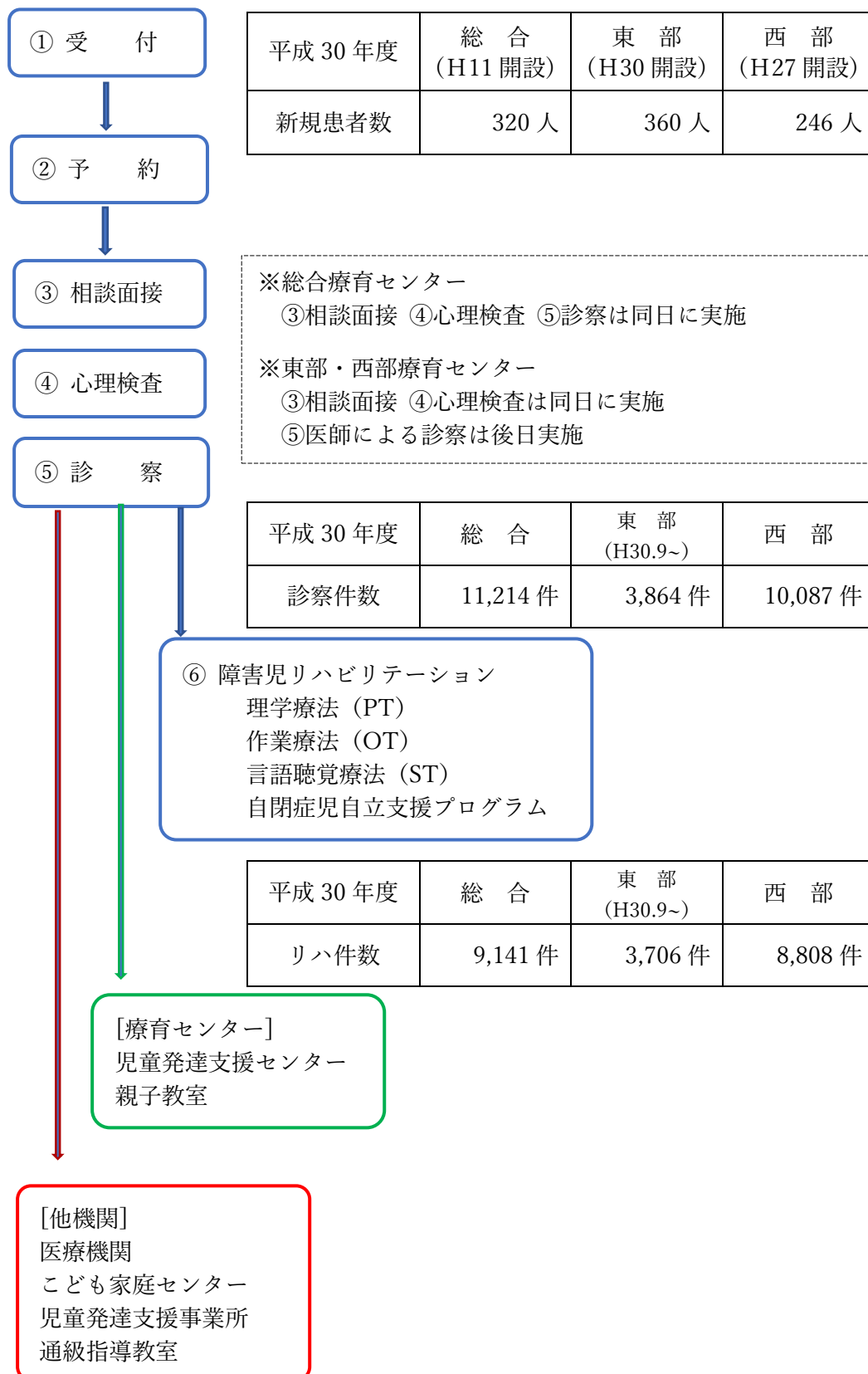
（居宅介護（ホームヘルプ）などを利用する場合）

- ① 区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）又は障害者地域生活支援センターに相談する。
↓
- ② 区役所（健康福祉課あんしんすこやか係）でサービスの利用申請をする。
↓
- ③ 「サービス等利用計画案（※）」の作成依頼し、（特定相談支援事業者を利用しない場合は「セルフプラン」を作成し）、区役所に提出する。
↓
- ④ サービス等利用計画案（又はセルフプラン）に記載されたサービス内容等について、区役所又は障害者地域生活支援センターがサービス利用意向の聞き取りをする。
↓
- ⑤ 区役所が支給決定し、区役所から受給者証が送付される。
↓
- ⑥ 特定相談支援事業者がサービス等利用計画を作成し、区役所に提出する。
（※セルフプランを作成している場合は不要）
↓
- ⑦ 受給者証をサービス事業者に提示し、「契約」を結ぶ。
↓
- ⑧ 契約に基づいてサービスを利用する。利用後は、「利用者負担額」と「食費等の実費（サービスにより必要な場合）」を事業所に支払う。

※サービス等利用計画案は、特定相談支援事業者に作成を依頼できる。

※障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、「計画相談支援」と「障害児相談支援」の両方の指定を取った事業者が「障害児相談支援」で一体的に実施する。

療育センター診療所の流れ



第4章 障害相談の業務

1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、平成30年度の全相談件数の62.9%を占め、5,376件となっている。

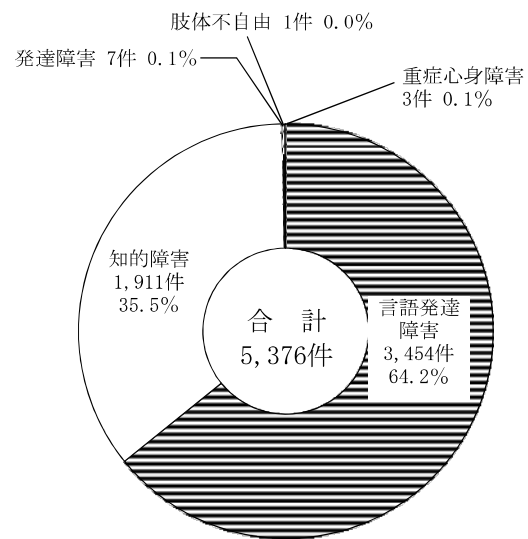
障害相談の種別は、言語発達(ことばの遅れ、1歳半・3歳の乳幼児健診等の結果に基づく発達検査希望、その他児童の発達に関するさまざまな心配・気がかり)の相談が3,454件(64.2%)、知的障害(18歳未満の児童の療育手帳発行の判定)の相談が1,911件(35.5%)となっている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は神戸市総合療育センターが分担するという体制をとっている。

平成30年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表9のとおりである。

乳幼児健診の充実、早期発見・早期療育に対する社会的関心の高まり、地域における福祉サービスの利用希望の増加などを背景として、障害相談件数は増加傾向にある。

図11 障害別相談件数



(2) 相談の内容

言語発達相談には、療育の必要性や適切な進路、児童の発達特性に応じた関わり方、施設入所を含む福祉サービス等の利用に関することが、多く含まれている。

福祉サービスの利用については、療育手帳交付や障害児通所支援受給者証等の申請窓口が区保健福祉となっているため、こども家庭センターで適切な情報提供を行ったうえで、区からの依頼に応じて、自立支援給付決定に関する意見書

表9 障害別相談件数の推移

(単位：件)

種別 年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
25	11	11	2,549	10	1,366	6	3,953
26	22	13	3,077	6	1,622	7	4,747
27	16	14	3,287	32	1,600	20	4,969
28	17	4	3,441	3	1,759	27	5,251
29	18	7	3,176	18	1,880	43	5,142
30	1	0	3,454	3	1,911	7	5,376

を作成・発行している。

また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が実施されているが、そこでスクリーニングされた児童の心理発達面での精密検査はこども家庭センターが担っている。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などからの助言により、相談の申し込みをされる保護者も少なくない。発達検査結果については保護者同意のうえ関係機関と共有を図り、連携した支援・対応を進めている。

「すこやか保育」は昭和53年度に発足した障害児統合保育事業で、平成31年3月1日現在で、実施保育所(園)は225か所、対象児童は823名となり、実施保育所(園)は年々増加している。

平成24年4月1日の児童福祉法改正により、障害児に対する通所サービスが「障害児通所支援」として一元化された。障害児通所支援のうち、神戸市では「児童発達支援センター」(8事業所)、「児童発達支援」(92事業所)、「放課後等デイサービス」(205事業所)、「保育所等訪問支援」(12事業所)が実施されている(平成31年3月1日現在)。今後も障害児通所支援事業所の増加が見込まれている。

(3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況(図13)について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期(0～5歳)の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、平成30年度も3,096件、57.6%となっている。各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、総合療育センター、「通級指導教室」等の関係機関との連携を保ち、児童が就学に至るまで継続的に相談対応を行っている。

さらに、幼児期から学童期への連続した支援も重要であり、就学前フォローによる助言指導をはじめ、各学校、通級指導教室や学びの支援センターとの連携にも努め、多機関による支援体制の構築をめざしている。

図 12 相談対応の内訳

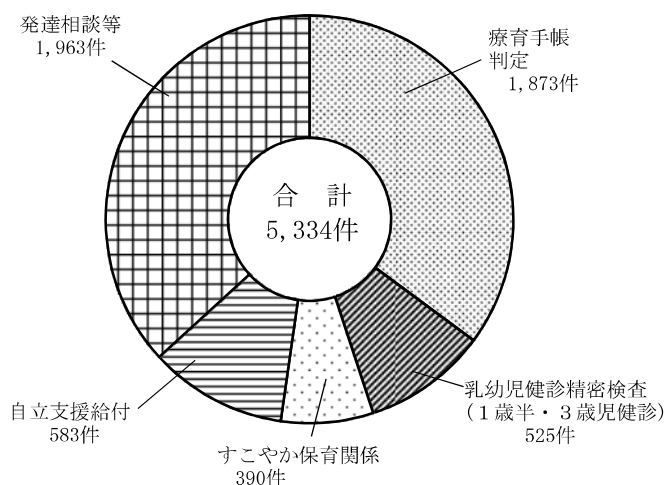
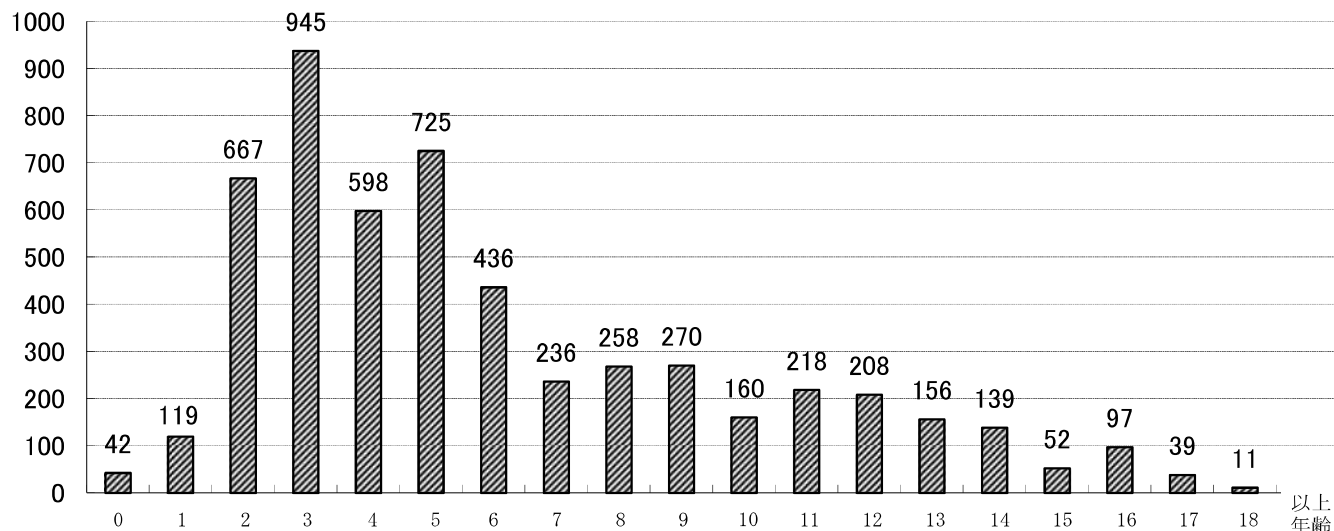


図 13 年齢別障害相談の状況



(4) 相談対応の状況

相談対応の内訳を見ると、「助言・指導」が5,302件で最も多く、「継続指導」12件、「施設契約」15件、「施設措置」5件となっている。

相談対応の内容(図12)は、療育手帳判定1,873件、発達相談等(児童への発達検査の実施と保護者への説明・助言等)1,963件、区保健福祉部の健診後の精密検査(1歳半・3歳児健診等)525件、すこやか保育関係390件、自立支援給付決定に関する意見書交付583件、などとなっている。

療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増(780件→965件)したが、その後も1,000件を超えて増加を続け、平成29年に1,800件を超えた。発達に障害のある児童が福祉サービスを利用したり、発達特性への配慮を求めため、療育手帳へのニーズが高まっていると考えられる。

障害児施設への入所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。平成31年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は27件である。

(5) 相談体制

こども家庭センターでは、全ての相談の6割以上を占め、相談件数も増加傾向にある障害相談に関して、相談体制の強化を図ってきた。障害相談を担当する養育支援係に加えて、平成20年度に療育手帳更新時の発達検査業務を行う「発達検査チーム(以下、検査チーム。)」を立ち上げ、さらに平成26年4月には「障害児相談・検査専任チーム(以下、専任チーム。)」を設置した。

検査チームは、療育手帳更新に係る面接・発達検査を2大学(関西学院大学・親和女子大学)に委託しており、平成30年度には601件の検査を実施した。

専任チームは、主に「就学前児童の障害相談」、「すこやか保育判定のための発達検査」、「療育手帳の判定(一部)」を行っている。平成30年度に専任チームが実施した心理検査件数は930件である。また、すこやか保育対象児が在籍している保育所(園)への「巡回指導」も行っている。

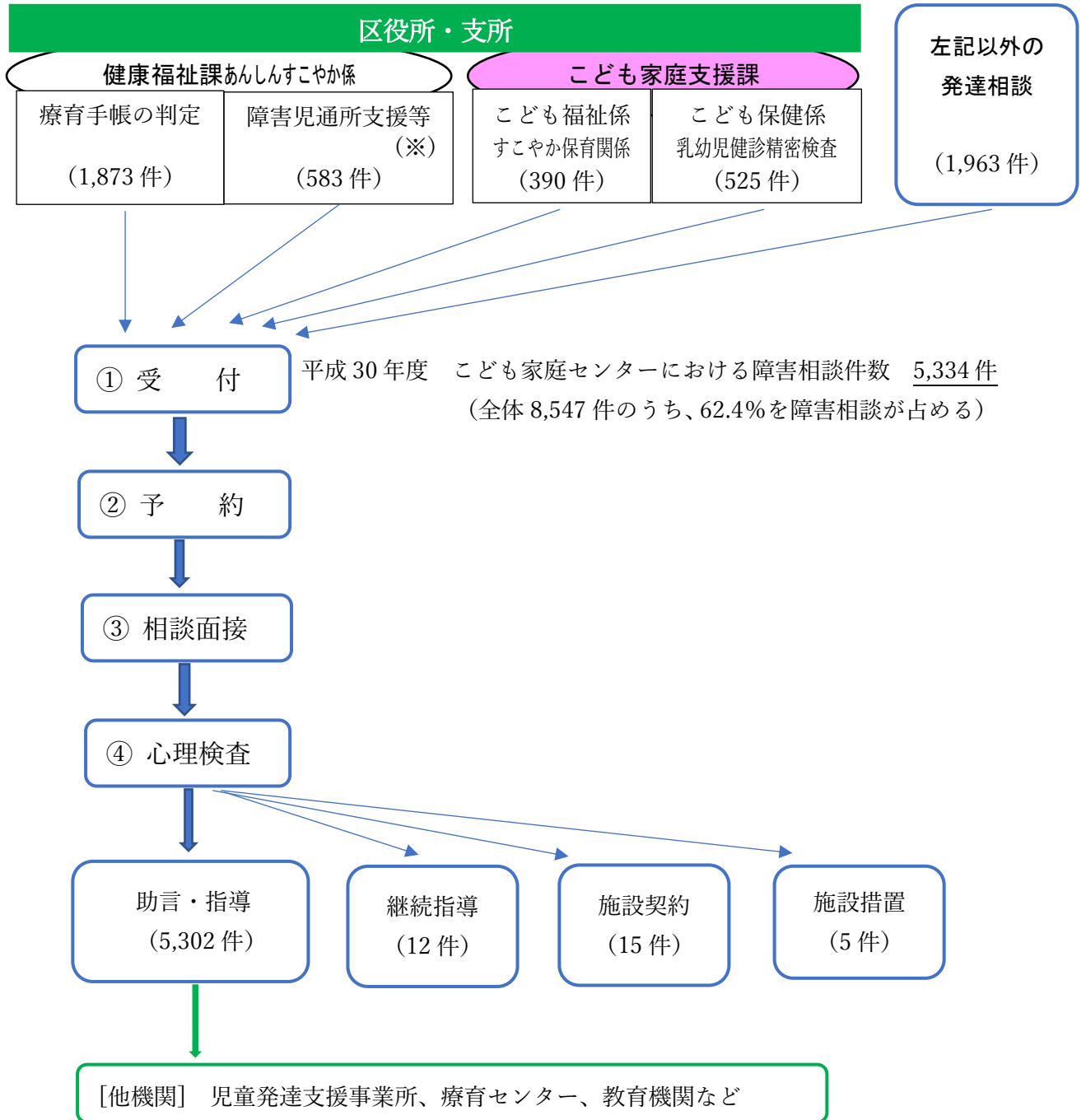
(6) 療育センターとの連携

神戸市では、昭和52年7月に心身障害福祉センターが開設され、身体障害児に関する相談・判定業務を担当していたが、平成11年4月に総合療育センターが開設され、従来心身障害福祉センターで行われていた障害児サービス業務が総合療育センターに引き継がれた。さらに、障害児に対する専門的外来診療、理学療法、作業療法、言語訓練の外来訓練システム、障害種別によるグループ指導などが、総合療育センターの新たな機能として加えられ、障害の早期発見・早期治療にむけての体制が、より一層充実した。

また、心身障害福祉センター内で運営されていた難聴児を対象とした児童発達支援事業と、肢体不自由児を対象とした医療型児童発達支援事業は、平成28年4月より総合療育センターまるやま学園として再編された。

神戸市の障害児療育体制は、総合療育センター、平成27年開設の西部療育センター、平成30年度開設の東部療育センターの、3センターにより機能強化が図られた。今後一層こども家庭センターと各療育センターとの連携を密にし、効率的な相談体制を構築していく。

こども家庭センターにおける発達相談の流れ



(※) 障害児通所支援のうち、公立児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の申請窓口はこども家庭センターとなっており、583 件にはその件数（こども家庭センターが申請窓口となっている件数）も含まれる。

○ 障害児及び発達の気になる子どもの支援にかかる機関(療育センター・児童相談所)の状況 (6指定都市) ※令和2年7月現在

		神戸市	川崎市	京都市	広島市	北九州市	福岡市	
人口(R2.6.1)		1,519千人	1,539千人	1,462千人	1,198千人	936千人	1,602千人	
療育センター等	設置数	中心	0	1 *	1	1	1 *	
		地域	2	4	1 *	2	1	2
	1ヶ所あたりの人口比	506千人	384千人	731千人	399千人	468千人	534千人	
	施設名称 *…療育センター以外	【中心】総合療育センター 【地域】療育センター(東部、西部)	療育センター(南部地域、中央、川崎西部地域、北部地域)	【中心】*児童福祉センター発達相談所 【地域】*第二児童福祉センター発達相談部門・診療部門	【中心】こども療育センター 【地域】こども療育センター(北部、西部)	【中心】総合療育センター 【地域】総合療育センター西部分所	【中心】*心身障がい福祉センター(こども部門) 【地域】療育センター(西部、東部)	
	運営主体	神戸市	南部:(社福)川崎市社会福祉事業団 中央:(社福)同愛会 西部:(社福)青い鳥 北部:(社福)同愛会	京都市	(社福)広島市社会福祉事業団	(社福)北九州市福祉事業団	(社福)福岡市社会福祉事業団	
	診療所機能	○	○	○	○	○	○	
	障害児リハ(保険診療)	○	○	○	○	○	○	
児童相談所	設置数	1	3	2	1	1	1	
	施設名称	こども家庭センター	こども家庭センター(中央児童相談所)、児童相談所(中部、北部)	児童相談所、第二児童相談所	児童相談所	子ども総合センター	こども総合相談センター えがお館	
	障害児相談にかかる業務内容	児童の心身の発達および障害についての相談・援助	○	○	-	○	○	○
		療育手帳交付にかかる判定	○	○	-	○	○	○
		障害児入所支援の決定	○	○	-	○	○	○
		障害福祉サービスの給付決定・意見書等作成	○	-	-	-	○	○
		障害児保育の対象児にかかる判定	○	-	-	-	○	-
		その他(乳幼児健診後の精密検査の相談・判定)	○	-	-	○	○	-
その他(特別児童扶養手当等の心理検査)	○	○	-	○	-	○		
障害・発達相談に関する役割分担・特色	<p>【療育センター】 児童の療育を行う機関。(主に診療所(診察・リハビリ)につながる相談を受ける)</p> <p>【児童相談所】 知的障害、発達の相談に関する業務全般。</p> <p>※療育センターは身体障害児の相談、児童相談所は知的・発達障害児の相談を原則としてスタートしたが、知的・発達でもリハビリ希望のある場合は、療育センターを利用。</p>	<p>【療育センター】 未就学児の療育に関する窓口。児童の発達に関する総合相談窓口。障害・発達相談全般を行う。</p> <p>【児童相談所】 児童の心身の発達及び障害についての相談・援助を行う専門機関。療育手帳判定、施設入所決定など。</p>	<p>※児童福祉センター内に、児童相談所と児童相談所の障害部門を切り分けた「発達相談所」がある。児童福祉センターは、2カ所設置。</p> <p>【発達相談所】 児童相談所の障害部門と療育の機能を併せ持つ。 ・発達相談課(発達相談部門): 心身の発達に関する相談に総合的に応じる。 ・診療療育課(診療部門): 診療所を運営し、診察や検査を行い、必要に応じて治療を行う。</p>	<p>【療育センター】 児童の療育に関する専門相談窓口。障害・発達相談全般を行う。健診等からの流れはすべて療育センターで受けている。</p> <p>【児童相談所】 児童の障害に関する相談。療育手帳の判定、施設入所の決定など。 乳幼児健診後の精密検査は、区役所に出向いて実施。 ※「児童総合相談センター」内に、こども療育センターと児童相談所が併設。</p>	<p>【療育センター】 総合療育センター:障害児者の医療と療育(リハビリ)のための病院、社会福祉施設。リハビリ・診断及び通園を伴うものの相談を受ける。 西部分所:通院は、総合療育センターで診察後の再診や療育(リハビリ)のみ。</p> <p>【児童相談所】 発達相談、療育手帳の判定や発達検査、施設入所の決定。 乳幼児健診後の精密検査は、区役所に出向いて実施。 *区役所で医師会(小児科医)と市の協同事業による発達相談を実施。</p>	<p>【療育センター】 主に就学前の児童の発達上の相談・療育相談窓口。診断・判定・相談を行う。</p> <p>【児童相談所】 児童(20歳未満)の障害・発達に関する相談。 療育手帳の判定、施設入所の決定、未就学児の障害児通所支援の支給決定など。</p> <p>*乳幼児健診後の精密検査は、区役所で実施。</p>		
ケースの重複	○	○	×	○	○	○		
発達の気になる子どもの相談窓口	児童相談所・療育センター	療育センター	児童福祉センター内の発達相談所	療育センター	児童相談所・療育センター	療育センター		

神戸市療育ネットワーク会議「第1回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」
議事要旨

(日 時) 令和2年2月13日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 605会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 検討課題について

<事務局より資料2・3、参考資料③について説明>

○参考資料③の「障害保健福祉圏域」について、具体的な範囲が決められているのか。

●規模の小さい市町村の場合は、その市町村内に障害児を診察できる医療機関がない場合もあるため、その場合は複数の市町村のまとまりを「圏域」として捉えることになる。神戸市においては、専門の医療機関や保健所等も全て市内にあるため、神戸市の中にこの圏域が含まれると考えていただきたい。

2. 神戸市における発達の気になる子どもの支援体制について

<事務局より資料4について説明>

○今のお母さん・お父さんの世代は、ペーパーベースよりもWEBベースで情報収集をすることが多く、スマートフォンをよく活用している。このハンドブックで試しに児童発達支援事業所を紹介している二次元バーコードを読み込んでみたところ、事業所の一覧にはなっていないくて、各区にお問合せくださいとの案内があった。もっとWEBベースでの情報提供の内容を充実させていただきたい。

●ご指摘いただいた点は、課題として認識しており、今後充実させていきたいと考えている。現時点での情報提供として、P14で紹介している「WAM ネット」は、国が作成しており、全国の事業所の情報をご覧いただけるため、こちらも活用していただきたいと思う。

3. 神戸市の乳幼児健診について

<事務局より資料6について説明>

○児童の親に障害がある場合などは、乳幼児健診の案内の内容を理解するための支援が必要だと思うが、そのようなときに、乳幼児健診の担当部署と障害福祉の担当部署が連携してサポートするような仕組みはあるのか。

●乳幼児健診の担当部署の保健師が、個別の家庭訪問などにより情報を把握させていただいているが、全件を把握できているわけではない。

●機械的にデータを提供するというはしていないが、新生児訪問や療育支援ネット、健診の未受診者のフォローなどで保健師が気になることがあれば、必要に応じて障害福祉の担当部署へ情報提供を求めたりして、個別に連携を図っている。

- 乳幼児健診でこども家庭センターへの精密検査票が発行された児童について、医療機関の受診が必要という場合は、どの段階で医療機関の紹介を行っているのか。
- 相談経路のパターンはさまざまであり、乳幼児健診で診察した医師が直接医療機関を紹介する場合もあれば、一旦、こども家庭センターでの発達相談を経てからという場合もある。

4. 就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査について

<事務局より資料7及び「障害児通所支援サービスニーズ調査」について説明>

- 実態調査について、最初はこのような形でもよいのかもしれないが、「発達の気になる」程度はさまざまであり、皆が児童相談所へ相談に行くとは限らないと思う。気になる子どもが支援につながっていない場合にどのようにつなげていくかということも考えていく必要があるため、代替案をすぐに提案できるわけではないが、児童相談所に来た子どもだけを調査対象とすることについては疑問もある。

5. 意見交換

- 以前より、医療機関として子どもの発達の相談を受けても、その後どこに紹介すればよいのかわかりにくいということを意見として申し上げており、今回、整理していただけることになった。神戸市に療育センターが3ヶ所できたことは本当にありがたいと思っているが、紹介状を書いても医療機関から直接療育センターに連絡はできず、保護者から療育センターへ連絡しなければならないことになっているため、そこは改善していただきたいと思う。また、療育センターが中心になって、医療機関の勉強会なども実施していただければと思う。
- 療育センターを利用する際の意味確認のために、保護者からご連絡をいただいている。勉強会については、今後考えていきたい。

○兵庫県では、41の市町に、それぞれ1ヶ所だけこども発達支援センターとの窓口をつくって、その窓口の担当者とセンターのケースワーカーが情報交換をしながら、受診につなげていっている。一方で、地域差も大きく、乳幼児健診で「要精密検査」「要観察」となる方の割合が各市町によって大きな差がある。医療機関から直接紹介したいというリクエストも受けてはいるが、受け手側の整理がつかなくなると思うので、今後、例えば、特定の医師を登録したり、モデル的にやりとりをするなど、医療機関同士の連携については考えていきたいと思っている。

○保育園でも、入園前には特別な支援を受けていなかった子どもについて、担任と保護者との地道なコミュニケーションによって、保護者が動いて、すこやか保育の判定を受けてもらったというケースがある。子どもの発達が気になるという事実を、保護者がどう受け止めるか、保育園がどう向き合うのかということも大きな課題だと思っている。

○幼稚園の場合は、3歳まで自宅で過ごしてきた子どもが、入園して集団のなかで「あれ？」と保護者が思うこともあるが、そのときに「じゃあ区役所に相談」というのは、保護者にとってハードルが高いと思う。そのため、独自にカウンセラー事業を実施して、最初のハード

ルを下げる取組みをしているが、まだ気づいていない保護者にどのようにアプローチしていくかということが、現場としては一番難しいと感じている。

- 医療機関でも、かかりつけ医の発達障害児の研修会を開催し、いろいろと勉強はしているが、支援機関としてどのような資源があるのかを知らなければ、支援には結びつかないと感じている。幼稚園のカウンセラー事業の話があったが、そのカウンセリングを受けられた方が、支援を受けるための診断書を書いてほしいと受診に来られたりするような事例は少しずつ増えており、以前よりも進んでいるようには思う。
- 地域の診療所でも、発達障害等の子どもに関わろうとするところは増えてきているように思うが、発達検査を実施する心理士がいる診療所は極めて限られており、そのような部分のサポートがあれば、医療機関での支援ももう少しできるようになるのではないかと。
- 神戸市に住んでいる子どもと保護者が兵庫県のこども発達支援センターを利用される場合があるが、神戸市のこども家庭センターや療育センター、区役所での支援につながっておらず、この子の真の将来を心配してくれる担当者は誰になるのかと思うケースが多くなっていると思う。
- 最近の若い保護者は、スマートフォンやママ友同士の口コミなどで児童発達支援事業所を選ぶことも多く、選んだ事業所が質の高い支援を提供できるのであればよいが、そうでなかった場合に困ることになる。幼稚園・保育所・医療機関など最初の相談窓口できちんとした支援の入り口につなぐことがとても重要であり、そのために、支援機関の情報提供なども、今の若い人がアクセスしやすいような工夫をしていくことが重要だと思う。
- 児童発達支援事業所を利用される際に、何曜日はこちら、別の曜日はあちらというような形で複数の事業所を並行利用される方もいる。それぞれの事業所によって支援内容に特色もあるため、そういった情報がもう少し見やすく整理されればよいと思う。
- 資料2で「支援情報の一元管理・システム化」が挙げられていたが、別の会議でも言われているように、子どもの発達検査をある機関で実施した後、また別の機関で同じような検査をする場合もあり、子どもにとっても、検査の実施機関にとっても負担になるため、発達検査の結果などの情報が共有される仕組みができないのだろうか。他の自治体でできているところがあるのなら、そういった情報も提供してもらえれば、学べることもあると思う。
- 参考資料⑥で、児童相談所における障害相談の件数が比較されていたが、例えば各自治体の0歳～18歳の人口比で見た場合にどうなるのかも気になる。また、これだけ相談件数が増えている中で、児童相談所の職員数が増えているのか、相談件数に対する相談員の比率がどれくらいなのか。相談員が不足しているのであれば、そこも強化していかないと現場が疲弊してしまうと思うので、そうしたデータなども共有していただけるとありがたい。
- 規模がそれほど大きくない自治体であれば、支援が必要な子どものサポートファイルを行政

が記入して管理できるが、神戸市や西宮市ぐらい規模が大きくなると、保護者が記入して管理するのが一般的である。そうすると、保護者が記入しにくかったり、なかなかできないこともあり、また、サポートファイルのことが理解できていなかったりという問題があると思う。一方で、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画は、サポートファイルの情報が土台になると思うが、神戸市の場合は、就学前の情報がどのように就学後の支援計画につながっているのか。このようなサポートファイルの作成・活用状況についても、現状の課題を把握するうえでは必要ではないか。

○保育園や幼稚園に入る前に特に支援は受けていなかったが、集団生活の中で気になる状態になっているときに、就学をどうするかということについて、保護者も保育園や幼稚園の先生も葛藤することがあると思うので、就学相談のシステムについても課題になると思う。

●神戸市では、幼稚園に発達に気になる子どもがいた場合、「インクルーシブ教育推進相談員」が状況を見に行き、その状況について小学校へ情報提供を行っている。また、幼児を対象とした通級指導教室を利用されている方の状況についても小学校へつないでいる。一方で、小学校へ入学してから発達障害の特性などがわかる場合もあり、何らかの対応が必要という状況になっても、保護者の方がその状況をなかなか認められなかったりする場合もある。個別の指導計画として「学びの支援ネットワークプラン」を学校や通級指導教室では作っているが、保育所や幼稚園では作られていない場合もあり、その引継ぎはあまりできていない。実際には、個別に学校と各園が情報交換をしながらつないでいる状況である。

○保護者の立場で発達支援教室のお手伝いをする中で、保護者との関わりは多い。そうした教室に来られる保護者は、障害受容もできていて療育に対する意識も高い方であるが、サポートブックについては、ほとんどの方が書いたことはないと言われているのが現状である。また、療育センターの質についての話があったが、療育センターの作業療法士が正規の職員ではないため、その体制では、療育のスキルが継承されていかないのではないかと思う。

○一般的には、「サポートブック」は、保護者の方が個人の立場で子どもの状況を支援機関等に知ってもらうために作成するもので、「サポートファイル」は、行政機関が公的な立場で作成するものなので、学校へのつなぎを考えるときには、サポートファイルをどうしていくかということが重要になると思う。

●神戸市として、現状の仕組みについてはもう少し説明をさせていただく必要があると感じたため、来年度はその作業も進めたい。今回の検討会は、支援の入口とつなぎのところの充実をどう図っていくかがポイントであり、そこを議論していく必要があると思っている。必要な資料があれば、お知らせいただきたい。

また、障害受容がしにくい保護者に対して支援者がどうかかわっていくかということについても、今後議論をお願いしたいと思う。

神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議（概要）

1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達の気になる子ども（*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

*「発達の気になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

2. 委員（令和2年7月時点予定）

※五十音順・敬称略

委 員	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸市障害者基幹相談支援センター 相談支援主任／統括コーディネーター	伊藤 則正
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	小林 智明
	神戸大学 名誉教授／神戸市総合療育センター診療担当部長 ※会長	高田 哲
	兵庫県立こども発達支援センター長	野中 路子
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介 ○
	関西学院大学 副学長／教授	日浦 直美
	児童発達支援事業所「YMCA おひさま」管理者	松田 康之
	兵庫県LD親の会たつの子 副代表	三島 佳世子
	神戸市医師会 理事	浪方 由美 ○

行政関係者	こども家庭局副局長	八乙女 悦範
	こども家庭局母子保健担当部長	東坂 美穂子
	こども家庭局家庭支援課長	吉井 良英
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局指導研修担当課長	福本 由美
	こども家庭局幼保振興課長	小園 大介 ○
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	西原 美千代
	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	福祉局発達障害者支援センター長	山本 優理
	教育委員会事務局特別支援教育課長	庄田 拓二 ○
	教育委員会事務局こうべ学びの支援センター長	津田 朋厚 ○

○前回より変更

3. 実施状況

第1回：2月13日（木）